

寝屋川市都市計画道路整備方針（素案）について、みなさんの意見を募集します

ーパブリック・コメント手続ー

1 寝屋川市都市計画道路整備方針（素案）とは？

寝屋川市都市計画整備方針は、第五次総合計画及び都市計画マスタープランにより示した将来都市像を目指した都市計画道路のあり方を明確にするとともに、市民意向や事業の実現性を踏まえた上で、都市計画道路整備の方向性を示すものです。

※ 資料は、都市計画室、市役所市民情報コーナー、市立中央・東図書館、市役所サービス処ねやがわ屋、各市民センター、堀溝サービス窓口、市ホームページで見ることができます。

2 意見の提出方法

ア 意見を提出できる人

- ①寝屋川市内に住んでいる人
- ②寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ③寝屋川市内の学校に通学している人
- ④寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- ⑤寝屋川市税の納税義務を持つ人
- ⑥この案件に利害関係を持つ人

イ 意見の募集期間

平成 25 年 2 月 15 日（金）～ 平成 25 年 3 月 14 日（木）

ウ 提出方法

下記の提出先に、直接書面を持参（受付時間 AM9：00～PM5：30 まで（但し土・日、祝日は除く））するか、郵便、ファックス、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・連絡先・意見箇所の方針素案該当ページ数を明記してください。

意見記入用紙を用意していますが、任意の様式でもかまいません。

※提出された意見は、原則として公表します。なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例にもとづいて、適切に扱います。

※方針素案に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※電話など口頭による意見の受付は行いません。

エ 提出先・問い合わせ先

寝屋川市まち政策部都市計画室（市役所本館3階）

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072-824-1181 内線 2734 FAX 072-825-2618

e-mail: tosikei@city.neyagawa.osaka.jp

オ 提出された意見の取り扱い

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらままと、意見に対する考え方を公表します。

※個々の意見に対して、直接回答はしません。